

基補発 0327 第 2 号
平成 27 年 3 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

「労災診療費等審査点検業務における疑義付箋添付件数等の報告について」の
一部改正について

標記については、平成 24 年 1 月 27 日付け基労補発 0127 第 1 号「労災診療費
等審査点検業務における疑義付箋添付件数等の報告について」（以下「通知」と
いう。）により、これまで四半期ごとに報告を求めてきたところであるが、今般、
下記のとおり、事務簡素の観点から年報とすること等の改正を行うこととした
ので通知する。

記

1 通知の一部改正

通知の一部を次のように改正する。

- (1) 記の 1 の「各月（下記 2 参照）ごとに」を「毎年度（下記 2 参照）」に改める。
- (2) 記の 1 の（注） 2 の「当月」を「当年度」に改めるとともに、「支給又は不支給が確定したもの」の次に「（紙媒体に限る。）」を加え、「労災診療費、労災薬剤費、アフターケア委託費及び二次健康診断等費用については、」及び「また、労災訪問看護費用については、当月の間に疑義が解消し労働基準監督署に回送したものであること。」を削る。
- (3) 記の 2 を次のように改める。

「2 集計対象期間

上記 1 の集計に当たっては、毎年度第 1 回目の支払データ締切日の翌日から翌年度第 1 回目の支払データ締切日までの間の件数を集計すること。」

- (4) 記の 3 の「毎月の集計結果を四半期ごとに」を「毎年度の集計結果を」、

に、「各四半期の翌月（4月、7月、10月及び1月）の」を「翌年度の5月」に、「本省労働基準局労災補償部補償課医事係に報告すること。」を「本省労働基準局補償課医事係に報告すること。」に改めるとともに、「なお、今年度分については、労災診療費審査業務が各労働局に集約された月から年度末（労働局に集約された月～平成24年3月）までを取りまとめ、平成24年4月30日までに報告すること（報告が困難と考えられる場合には、本省労働基準局労災補償部補償課医事係に相談すること。）」を削る。

(5) 別添を別紙のとおり改める。

2 施行期日について

本改正は、平成27年4月における第1回目の支払データ締切日以降に支給又は不支給が確定した報告対象レセプトの集計分から適用すること。

(別添)

疑義付箋添付件数等に係る報告

労働局

	疑義付箋添付件数	疑義件数				
			単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災診療費		増額査定				
		減額査定				

	疑義付箋添付件数	疑義件数				
			単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災薬剤費		増額査定				
		減額査定				

	疑義付箋添付件数	疑義件数				
			単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
アフターケア 委託費		増額査定				
		減額査定				

	疑義付箋添付件数	疑義件数			
			単純な請求誤	解釈誤	行政判断
二次健康診断 等費用		増額査定			
		減額査定			

	疑義付箋添付件数	疑義件数				
			単純な請求誤	解釈誤	行政判断	医学的判断
労災訪問看護 費用		増額査定				
		減額査定				